# 第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 金融商品取引法の一部を改正する法律(平成29年法律第37号)の施行に伴う 関係政令・内閣府令等の整備

#### I 経緯

情報通信技術の進展等、我が国の金融・資本市場をめぐる環境変化に対応するため、①株式等の高速取引に関する法制の整備、②金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化、③上場会社による公平な情報開示に係る規制(フェア・ディスクロージャー・ルール)の整備等の措置を盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律(平成29年法律第37号)」が29年5月17日に成立し、同月24日に公布された。

これを受け、関係政令・内閣府令等を同年 12 月 27 日に公布し (30 年 4 月 1 日施行)、フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインを 30 年 2 月 6 日に公表した。(資料 3 - 1 - 1 参照)

### Ⅱ 概要

主な改正内容は、以下のとおりである。

#### 1. 政令の改正の概要

- (1) 株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等
  - ア. 高速取引行為の対象となる有価証券の売買等又はその委託に準ずる行為と して、有価証券の売買等に係る運用行為等を規定した。
  - イ. 高速取引行為者の最低資本金額を1,000万円、最低純財産額を零とした。
- (2) フェア・ディスクロージャー・ルール ルールの対象となる上場会社等の範囲を、金融商品取引所に上場する株券、 投資証券及び社債券等の発行者とした。

# (3) その他

ETF(上場投資信託)市場の流動性の向上を図る観点から、清算機関が行う金融商品債務引受業の対象取引にETFの設定・交換を追加した。

- 2. 内閣府令の改正等の概要
- (1)株式等の高速取引を行う者に対する登録制の導入等
  - ア. 高速取引行為となる方法を、発注に係るサーバが金融商品取引所・PTS(私 設取引システム)の売買突合システムの設置場所と同一・隣接・近接する場 所に所在し、かつ、他の注文との競合を防ぐ仕組みが講じられているものと した。
  - イ. 業務方法書の記載事項として取引戦略の類型等、コンプライアンス責任者・ 業務管理責任者等を規定するなど、高速取引行為者の登録に関する規定を整備した。
  - ウ. 業務管理体制の整備として社内規則の整備及び電子情報処理組織の管理を 十分に行うための措置等を規定したほか、注文・取引記録の作成・保存方法、 当局への報告・届出事項等、高速取引行為者の業務及び経理並びに監督に関 する規定を整備した。
  - エ. 証券会社等における受託禁止の対象となる無登録で高速取引行為を行う者 からの受託に準ずる行為として、電子情報処理組織の管理を十分に行うため の措置を適正に講じていることを確認することができない高速取引行為者 からの受託等を規定した。
- (2) 金融商品取引所グループの業務範囲の柔軟化

認可を前提に金融商品取引所本体での実施を可能とするグループ内の共通・重複業務として、システム開発・提供業務を規定した。

- (3) フェア・ディスクロージャー・ルール
  - ア. ルールの対象となる情報受領者の範囲として、金融商品取引業者及び登録金融機関等並びにIR業務に関して情報伝達を受ける株主及び機関投資家等を規定した。
  - イ. 公表前の重要な情報を証券アナリスト等に提供した場合の当該情報の公表 方法として、EDINET等のほか、自社ホームページを規定した。
- (4) その他
  - ア. ETF市場の流動性の向上を図る観点から、空売り規制の適用除外の対象

- に、金融商品取引所からETFのマーケット・メイカーとして指定を受けた 高速取引行為者がETFの円滑な流通を確保するために行う空売りを追加 した。
- イ. 国債の決済期間短縮化(T+1化)に伴い導入が予定されている銘柄後決め方式の取引に対応するため、有価証券等清算取次ぎに係る銘柄等の特定方法を追加した。
- ウ. 投資法人の監督役員に係る欠格事由とされる資産運用会社の親会社等の使用人につき、重要な使用人に限定するなどの緩和を行った。
- 3. フェア・ディスクロージャー・ルールガイドラインの概要 ルールの対象となる重要情報の管理について、それぞれの上場会社等の状況 に応じた管理をすることが考えられることなどを明確化した。

# 第2節 店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会の開催

# I 経緯

店頭外国為替証拠金取引(店頭FX取引)市場については、近年その年間取引規模が5,000兆円程度まで拡大しており、店頭FX業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムに影響を及ぼし、システミックリスクにつながる可能性がある等の問題意識の下、平成30年2月、「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」(有識者検討会)を設置した。(資料3-2-1参照)

### Ⅱ 概要

有識者検討会では、個人投資家を含め幅広い利用者を対象とした意見募集も行いながら、6回にわたり検討が行われ、平成30年6月13日に以下の対応策を盛り込んだ報告書がとりまとめられた。(資料3-2-2参照)

- ・ ストレステストを通じた自己資本の拡充
- ・ 取引データの報告制度の充実
- ・ 未カバーポジションの情報開示 等

# 第3節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

### I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

1. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告書の公表 平成29年11月、金融担当大臣より「企業情報の開示・提供のあり方に関する 検討」を行うよう諮問がなされ、金融審議会の下にディスクロージャーワーキン グ・グループが設置された。当該ワーキング・グループにおいては、投資家の投 資判断に必要な企業情報の十分かつ適時で分かりやすい提供や、企業と投資家の 建設的な対話に資する情報開示の促進のため、企業情報の開示及び提供のあり方 について幅広い検討が行われ、30年6月、報告書が公表された。(資料3-3-1~2参照)

当該報告書においては、

- ① 財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報の充実
- ② 企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供
- ③ 情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と情報の適時な提供等が提言されている。

また、同報告書では、こうした開示の充実に向け、開示内容について具体的に 定める内閣府令の改正に加え、プリンシプルベースのガイダンスの策定、開示の ベストプラクティスの収集・公表等の取組みについても提言されている。

2. 金融商品取引法の一部を改正する法律(平成29年法律第37号)の施行に伴う政令・内閣府令等の整備

上場企業による公平な情報開示を求めるフェア・ディスクロージャー・ルール (注) の導入を含む「金融商品取引法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 37号)」が 29 年5月に成立・公布されたことを受け、関係政令・内閣府令の整備を行い、同年 12 月 27 日に公布した(30 年4月1日施行)。また、当該ルールについて、企業の実情に応じた情報管理の方法を明らかにするとともに、投資家との対話の場面における同ルールの適用関係等についての考え方を示した「金融商品取引法第 27条の 36 の規定に関する留意事項について(フェア・ディスクロージャー・ルールガイドライン)」を公表した(30 年2月6日公表、同年4月1日適用)。

(注)公表前の内部情報を発行者が第三者に提供する場合に、当該情報が他の投資家にも同時に提供されることを確保するルール。

- 3. 企業と投資家との建設的な対話を促進する等の観点からの制度整備 28年4月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告(資料3-3-3参照)の提言等を踏まえ、以下の取組みを行った。
- (1) 開示内容の共通化・合理化及び非財務情報の開示の充実 有価証券報告書及び事業報告における大株主の状況に係る記載の共通化、新 株予約権等の記載の合理化、株主総会日程の柔軟化のための開示の見直し、非 財務情報の開示の充実等を内容とする内閣府令等の改正を行った(30 年 1 月 26 日公布・施行)。
- (2) 有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化・一体化に向けた取組み 法務省とともに、金融商品取引法に基づく有価証券報告書と会社法に基づく 事業報告・計算書類の記載内容の共通化や一体化をより容易にするための対応 をとりまとめ、公表した(29年12月)。これを踏まえ、内閣府令改正等を行っ たほか、記載内容の共通化等に係る相談窓口の設置を行った(30年3月)。

### 4. 株式報酬付与時の届出義務に係る制度整備

株式による報酬など、業績に連動した報酬等の柔軟な活用を可能とするため内閣府令を改正し、パフォーマンスシェア等により株式の割り当てを行う場合についても、第三者割当の定義から除外し、有価証券届出書における「第三者割当の場合の特記事項」の記載を不要とした(29年7月14日公布・施行)。

### Ⅱ 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、 各財務局等と連携して、開示書類の審査及び違反行為への対応を行っている。 具体的には、以下のような対応を行っている。

# 1. 有価証券報告書等の審査

# (1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①会計基準等の改正があった特定の事項(繰延税金資産の回収可能性、企業結合及び事業分離等)に着目し対象企業を抽出して行う審査、②適時開示や報道等を活用した審査を行った。

また、上記の有価証券報告書レビューにおいて把握された事象等を踏まえ、 30年3月期以降の「有価証券報告書の作成・提出に際しての留意すべき事項及 び有価証券報告書レビューの実施について」を公表した(30年3月)。

### (2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、 各財務局等において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する 有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届 出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適正性が確保さ れているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

# 2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

29 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	3件

# 3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に 努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の慫 慂や警告書の発出を行うとともに、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、投資者 に対して注意を呼びかけている。

#### Ⅲ EDINET (電子開示システム)の開発状況等

EDINETについては、XBRL(注)データの利活用の向上等を図ることを目的として、国際水準を踏まえたXBRLの対象範囲の拡大、検索・分析機能の向上等の開発を順次行っている。29事務年度の状況は次のとおりである。

(注) XBRL (eXtensible Business Reporting Language): 財務情報等を効率的に作成・流通・利用できるよう、国際的に標準化されたコンピュータ言語。

# 1. EDINETの稼働状況

EDINETは、目標である稼働率99.9%以上(年度ベース)を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

2. XBRLのタクソノミ(注)の詳細タグ付け範囲の拡大

財務情報の利用者利便の向上を図るため、コーポレート・ガバナンス情報や国際会計基準財務諸表に対応した詳細タグをXBRLタクソノミに付加する開発を実施した。

(注) タクソノミ: XBRLにより記述される個々の財務情報の「要素」に当る部分。勘定科目名称(「売上高」など。) などが該当する。なお、金額、通貨単位などは「インスタンス」と称している。

### 3. 法人番号併記対応

政府方針である法人番号の利活用の推進を踏まえ、EDINETに提出された 開示書類を閲覧したときの画面に法人番号を表示するシステム開発を実施した。

4. EDINETのオープンAPIによる開示情報の提供に向けた取組み EDINETの一層の利便性向上のため、オープンAPI(アプリケーション・プログラミング・インターフェース)を利用し、EDINETから利用者が開示情報をデータ形式でより効率的に取得可能な仕組みの開発に着手している。

# Ⅳ 会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を 測定するための、資本市場における重要なインフラであることを踏まえ、我が国上 場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関 と連携して以下の取組みを行った。

1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

#### (1)国際会計基準(IFRS)の任意適用企業の拡大促進

関係者によるこれまでの取組みの結果、IFRS任意適用企業数(適用予定企業数を含む)は、30年6月末時点で197社、全上場企業の時価総額の32.1%まで増加した。(資料3-3-4参照)

こうした動きを更に後押しするべく、29年に引き続き、IFRSへ移行した 企業の経験を共有するためのセミナーを30年3月に開催した(主催:会計教育 研修機構)。また、銀行業のIFRS適用を促すため、銀行グループがIFRS を任意適用した場合に、銀行法における連結ベースの開示・報告・各種規制に ついてもIFRSで対応できるよう、29年11月に銀行法施行規則等を改正し た。

### (2) I FRSに関する国際的な意見発信の強化(注1)

国際的な会計基準の質の向上に貢献するとともに、我が国の考え方を国際的な会計基準に反映する観点から、企業会計基準委員会(ASBJ)において、のれんの会計処理やリサイクリング(その他の包括利益に計上した項目を、純

利益に振り替える会計処理)について国際会議の場で、関係者が連携して意見 発信等を行った。

こうした取組みを通じ、30年3月に国際会計基準審議会(IASB)が公表した「概念フレームワーク」の改訂版においては、その他の包括利益に計上した項目について、原則として、純損益にリサイクリングされることが明記された(注2)。

(注1)「2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与」も参照。

(注2) ただし、例えば「リサイクルすべき期間・金額が明確でない場合」に ついては、例外的にリサイクリングしないこととされている。

# (3) 日本基準の高品質化

ASBJにおいて、30年3月に収益認識基準を策定・公表した。また、30年1月に金融商品会計基準の見直しについての意見募集の実施に向けた検討を開始したほか、30年3月には公正価値測定に関する会計基準の開発に着手した。

### (4) 国際会計人材の育成

財務会計基準機構において、「国際会計人材ネットワーク」(注)の登録者等を対象に、IASB理事等を招聘して国際的に活躍する人材の経験・知識を共有するためのシンポジウム(30年3月)等を開催したほか、登録者同士の横のネットワーク作りに役立てるための定例会を開催する、新たな取組みも開始した。

(注) I FRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、I FRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、29年4月に構築。

# 2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

IFRSは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるIFRS財団により策定されており、本財団はIASB、IFRS財団評議員会等で構成されている。IASBは、IFRSを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、14名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、IFRS財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)には、当初より日本からASBJがメンバーとして参加しており、ASBJは、ASAF会合においてディスカッション・ペーパーを提出する等、基準開発に積極的に参画している。

また、IFRS財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の 代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード(MB)が設置されて おり、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者 国際機構(IOSCO)等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との 連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行ってい る。

### V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

### 1. 会計監査の質の向上

近年、我が国において、不正会計事案等を契機として会計監査の信頼性が改め て問われたことを受け、「会計監査の在り方に関する懇談会」において検討が行わ れ、28年3月、

- ・ 監査法人のマネジメントの強化
- ・ 監査法人の独立性の確保等、「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック
- 会計監査に関する情報提供の充実

等に向けた幅広い取組みが提言された。(資料3-3-5参照)

同提言を踏まえ、29年3月の「監査法人のガバナンス・コード」の策定(資料 3-3-6~7参照)、同年7月の「監査法人のローテーション制度に関する調査 報告(第一次報告)」の公表(資料3-3-8~9参照)等が行われてきた。

会計監査に関する情報提供の充実の観点から、平成29事務年度は、企業会計審議会において監査報告書の透明化についての検討を行い、30年7月に、監査報告書に、財務諸表の適正性についての意見表明に加え、「監査上の主要な検討事項」の記載を求めること等を内容とする監査基準の改訂を行った(33年3月決算にかかる財務諸表の監査から適用。早期適用可)。

具体的な改訂内容については、監査人は、監査の過程で監査役等と協議した事項の中から、職業的専門家として特に重要であると判断した事項を絞り込み、「監査上の主要な検討事項」を決定し、監査報告書に当該区分を設けて、①「監査上の主要な検討事項」の内容、②監査人が、「監査上の主要な検討事項」であると決定した理由、③監査における監査人の対応を記載することとなる。

(資料3-3-10~11参照)

# 2. 国際監査基準 (ISA) への対応

金融庁は、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うとともに、IOSCO、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)を通じて、国際監査・保証基準審議会(IAASB)の基準設定プロセスに参画している。

# VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

# 1. 公認会計士・監査法人等に対する処分

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

29 事務年度においては、重大な虚偽が認められた企業の財務書類について相当の注意を怠り重大な虚偽がないものとして証明した1監査法人に対して、新規業務にかかる業務停止命令及び業務改善命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由	
29年9月	アスカ監査法人	新規業務停止3月	一過失による虚偽証明	
	アスリ 血宜法人	業務改善命令		
	公認会計士1名	業務停止3月		
	公認会計士1名	業務停止1月		
29年11月	公認会計士1名	業務停止2月	信用失墜行為	
		N1311 III 2 / 1	(税理士法に基づく業務停止処分)	

#### (参考)

	26 年	27年	28 年	29 年	30年
	6月末	6月末	6月末	6月末	6月末
公認会計士の 登録数(人)	26, 267	27, 351	28, 343	29, 458	30, 365
監査法人の数 (法人)	220	218	217	223	230

# VII 公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、21年以降、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融4団体による意見交換会を開催してきたところ。金融庁においては、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、組織内会計士のネットワークの強化、会計大学院協会との連携及び若年層を対象とした広報活動などの施策を盛り込んでいる。

29 事務年度は、引き続き、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講

演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

# Ⅲ IFIARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム (IFIAR) は 52 カ国・地域の監査監督当局が加盟する国際機関である。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟しており、代表理事会及び全てのワーキング・グループに積極的に参加し、監査品質向上に向けた議論に貢献している。IFIARは29年4月に金融関係国際機関としては初めて、我が国(東京)に本部となる事務局を設置したところであり、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている(資料3-3-12参照)。

30年4月のIFIAR年次総会では、我が国も代表理事国の一つとして策定に関与した初の中期戦略計画(30年から3年間)が承認された。

また、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点から、国内における監査のステークホルダーを会員とする「日本 I F I A R ネットワーク」第2回総会を30年5月に開催し、I F I A R 年次総会について報告を行った(資料3-3-13~14参照)。

# 第4節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

# I 取引所外取引に関する検討

金融審議会「市場ワーキング・グループ」報告書(平成28年12月公表)を踏まえ、PTSの信用取引の議論を行うため、市場関係者により設置された「PTS信用取引検討会」において、30年6月1日に報告書が取りまとめられた。

また、日本証券業協会の「取引所外売買等に関するワーキング・グループ」で取引所外売買における売買停止の運用見直しの検討が行われ、「上場株券等の取引所金融商品市場外での売買等に関する規則」の改正が行われた(30年7月1日施行)。

#### Ⅱ 金融商品取引所をめぐる動き

- 1. 株式の高速取引行為を行う者の登録制等の導入を受けた対応について 平成29年金商法改正により、株式の高速取引行為に係る登録制が導入された ほか、金融商品取引所による高速取引行為を行う者に関する調査等が規定された。 これを受けて、東京証券取引所等(※)では、高速取引行為者の取引実態を把握 するうえで必要な措置等を講じるための規則改正(高速取引行為に係る注文に関 して取引戦略の明示(フラギング)、高速取引行為に係る取引状況を把握するため、 取引参加者経由で高速取引行為を行う者の商号・名称等と仮想サーバとの紐付け (マッピング)等)を行った(30年4月1日施行)。
  - ※ 東京証券取引所、大阪取引所、日本取引所グループ自主規制法人、名古屋 証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所
- 2. ETFのマーケットメイク制度導入に係る規則改正について 国民の安定的な資産形成に対する重要性が高まっていることを背景に、東京証 券取引所は、少額分散投資に資する商品の一つである、ETFの流動性を向上さ せるため、マーケットメイク制度を導入するための規則改正を行った(30年7月 2日施行)。

# 3. フレックス・オプション取引の導入について

大阪取引所は、非清算店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制の導入等を踏まえ、上場オプション取引市場の活性化及び金融システムの安定性確保の観点から、オプションの立会外取引の対象として、各オプション取引に係る権利行使日及び権利行使価格を取引参加者の申請に基づき柔軟に設定可能とする、フレックス・オプション取引を導入した(30年6月25日施行)。

# Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

# 1. 店頭デリバティブ取引に係る規制の同等性評価

店頭デリバティブ取引については、規制の重複等を調整するために各外国当局との間で規制の同等性評価を進めており、同等性を認める対象として従来の米国商品先物取引委員会(CFTC)、カナダ金融機関監督庁(OSFI)に加えて、オーストラリア健全性規制庁(APRA)、香港金融管理局(HKMA)、シンガポール金融管理局(MAS)の証拠金規制を追加する告示を公布した(29年8月25日公布、9月1日適用)。

# 2. 国債取引等の証券決済・清算態勢の強化

国債については、「金融・資本市場に係る制度整備について」を踏まえ、市場関係者において、22年6月に公表された「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」に基づき、30年5月1日に国債の決済期間の短縮化(T+1)が実施された。

株式等についても、市場関係者において、決済期間の短縮化(T+2)の検討が進められており、31年7月16日を実施予定日とすることが決定された。

金融庁は、こうした検討に参加するとともに、定期的に更新される工程表を、 金融庁ウェブサイトで公表し広く周知する(30年6月29日)ことなどにより、 市場関係者の取組みを支援してきた。

# IV 「地域の成長マネー供給促進フォーラム」の開催

地域の実情を踏まえつつ成長マネーの供給促進を図る観点から、地元ベンチャー企業の経営者をはじめとし、地域金融機関、ベンチャーキャピタル、証券取引所、証券会社、政府系金融機関、行政当局等の四国地域の資本市場をめぐる関係者が一堂に会し、地域への成長マネー供給に係る現状や課題について幅広く意見交換を行うとともに、取組事例の紹介・共有等を図るため、「地域の成長マネー供給促進フォーラム」を、30年6月15日に高松で開催した。